

協議事項

②秋田県子宮頸がん検診実施要領の一部改正について

資料 4

【資料 4-1】	秋田県子宮頸がん検診実施要領の一部改正 について	P.1
【資料 4-2】	秋田県子宮頸がん検診実施要領一部改正案 新旧対照表	P.2
【資料 4-3】	秋田県子宮頸がん検診実施要領（案）	P.3～6

秋田県子宮頸がん検診実施要領の一部改正について

1 改正要旨

「8 検診の方法 (3) 細胞診」について

- ① 「専用容器」を「液状化細胞診容器」に修正する。
- ② 「子宮がん検診の手引き」を削除する。
- ③ 「ベセスダシステム」を最新版に改正する。

2 改正理由

- ① 理解しやすい内容とするため。
- ② 現状に即した内容とするため。
- ③ 現状に即した内容とするため。

3 施行日

令和2年4月1日

秋田県子宮頸がん検診実施要領 一部改正案 新旧対照表

資料 4-2

改正案	現行
<p>秋田県子宮頸がん検診実施要領</p> <p>1 ～ 7 (略)</p> <p>8 検診の方法 (略) (3) 細胞診 扁平円柱境界を含む頸管及び陰部を擦過し、検体を採取して直ちにスライドガラスに塗沫固定又は細胞採取器具を液状化細胞診容器に入れて固定する。細胞診は細胞検査士及び細胞診専門医によって行うものとし、評価は<u>最新版のベセスダシステム</u>によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>9 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成15年10月27日から施行する。 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>秋田県子宮頸がん検診実施要領</p> <p>1 ～ 7 (略)</p> <p>8 検診の方法 (略) (3) 細胞診 扁平円柱境界を含む頸管及び陰部を擦過し、検体を採取して直ちにスライドガラスに塗沫固定又は細胞採取器具を専用容器に入れて固定する。細胞診は細胞検査士及び細胞診専門医によって行うものとし、その手技は「<u>子宮がん検診の手引き</u>」に、評価は「<u>ベセスダシステム2001アトラス</u>」によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>9 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成15年10月27日から施行する。 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p>

秋田県子宮頸がん検診実施要領（案）

1 目的

子宮がんを早期に発見し、治療に結びつけることは子宮がん予防対策上重要な課題である。

このため、市町村は活発な性活動と子宮頸がんの関係等子宮がんに関する正しい知識の普及を図り、積極的に検診を実施し、もって住民の健康水準の向上に寄与するものとする。

2 対象者

検診の対象者は20歳以上の女性とする。

3 実施方式

検診車による集団検診方式及び医療機関における施設検診（一括・個別）方式で行い、実施体系は子宮がん検診フローチャートによるものとする。

4 実施回数

原則として同一人について2年に1回行うものとする。

ただし、20歳から39歳の女性については、同一人について年1回行うものとする。

5 実施計画の策定

市町村は、子宮頸がん集団検診及び施設検診の実施方法、時間、場所等の具体的な実施計画の策定に当たって、次の事項について十分配慮するものとする。

(1) 現状の把握

市町村は、過去の検診結果、子宮がんの発生及び死亡状況等疫学的動向の分析評価、あるいは住民のがん予防に対する意識等について、所管保健所、地域医師会、成人保健に関する協議会（以下、「協議会」という。）等の専門的意見をあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 対象者の把握

市町村は、過去の検診実績を踏まえながら、新規対象者の把握に努めるものとする。
また、検診未受診者に進行がんの発見が多いことから、いわゆる計画検診の実施や、未受診者に対する受診勧奨等を積極的に行うものとする。

(3) 検診従事者の確保等

市町村は、集団検診の実施にあたっては、検診従事者の確保等について、検診機関等と十分協議するものとする。

(4) 連絡調整

市町村は、関係団体等と有機的な連携を図り、受診率の向上に努めるものとする。
市町村は、検診機関等と実施日程等について連絡調整を行い、検診の計画的、効率的な運営に努めるものとする。

6 啓発活動及び周知徹底

市町村は、子宮頸がん検診が単に子宮がんの早期発見のみならず、子宮がんに対する正しい知識の啓発普及の場であることに留意し、健康教育の実施によりこの趣旨の徹底に努めるとともに広報等を通じて検診の意義、場所、方法等についてあらかじめ周知徹底を図ったうえ、住民の自主的参加を促すものとする。

7 検診の準備

(1) 検診車による集団検診

ア 検診業務の分担等

検診車の検診班は原則として一班について医師、臨床検査技師、保健師又は看護師、運転手、事務職員等をもって編成するが、市町村は事前に受付、問診介助等検診に従事する者の役割等について十分に打ち合わせ、検診が円滑に実施されるよう配慮するものとする。また、受診票（様式例1）、連名台帳（様式例2）及び精密検査連名台帳（様式例4）を準備する。

イ 検診の通知

市町村は、広報等を通じて検診に関する注意事項を事前に周知するとともに対象者に対してハガキ等による個別通知を行うなど受診意識の喚起に努めるものとする。また、この場合において健康手帳の活用が図られるよう配慮するものとする。

(2) 施設検診

ア 検診計画

市町村は、事前に担当医療機関と協議の上、検診日時等を調整し、検診が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

イ 検診の通知

市町村は、検診対象者に対して子宮がん検診の意義、検診施設及び機関等について周知徹底を図るとともに、健康手帳の活用が図られるよう配慮するものとする。

ウ 受診手続

市町村は、受診の申込みを受けた時は、受診票を交付するとともに、受診者の受診状況の把握に努めるものとする。

なお、受診票は検診方法のいかんにかかわらず全県統一様式とする。

8 検診の方法

検診の方法は、問診、視診、細胞診、内診を基本として実施するものとする。

(1) 問診

受診票を用いる。

(2) 視診

腔鏡を用いて子宮頸部を観察する。

(3) 細胞診

扁平円柱境界を含む頸管及び腔部を擦過し、検体を採取して直ちにスライドガラスに塗沫固定又は細胞採取器具を液状化細胞診容器に入れて固定する。細胞診は細胞検査士及び細胞診専門医によって行うものとし、評価は最新版のベセスダシステムによるものとする。

(4) 内診

内診は、双合診によるものとする。

但し、検診車で実施する場合は省略しても差し支えないものとする。

9 結果の通知及び指示

(1) 検診結果の通知

ア 検診機関は、検診実施後速やかに検診結果（子宮体部細胞診結果を含む）を異常

の有無にかかわらず連名台帳（様式例2）に記載し市町村に送付するものとする。

また、受診者には、結果通知書（様式例3）により市町村を通じ、結果を通知するものとする。

検診機関は、精密検査医療機関から受けた精検受診者の受診結果を精密検査連名台帳（様式例4）により市町村へ通知する。

イ 市町村は、検診機関からの連名台帳及び結果通知書に基づき「異常なし」の者についても検診結果通知の際、十分な指導がなされるよう配慮するものとする。

ウ 医療機関方式で実施する場合であって、当該医療機関と総合保健事業団（以下「事業団」という。）に業務の再委託を行う時は、検体搬送時において受診者の受診票を事業団に送付するものとする。

(2) 精密検査該当者の指導

市町村は、連名台帳に基づき組織診の必要な者については、検診機関からの親展文書の取り扱いに注意し、直接、保健師が訪問するなど秘密の保持に配慮のうえ結果通知書とともに医療機関で速やかに受診するよう指導するものとする。

また、受診後の確定診断、治療の状況等について把握に努めるものとする。

(3) 精密検査

① 医療機関は精検受診者の受診結果を精密検査結果報告書（様式例5）により検診機関へ報告する。

② 検診機関は、子宮がん検診や婦人科超音波検診の精密検査結果において発見がんの報告があった場合、精密検査を実施した医療機関あるいは治療を実施した医療機関に対し、「子宮がん検診・婦人科超音波検診 発見がん調査用紙」（様式例6）による記載を依頼する。

ただし、子宮頸がん対象症例はCIN3以上とする。

③ 依頼された医療機関は「子宮がん検診・婦人科超音波検診 発見がん調査用紙」に内容を記載し、同封の返信用封筒により検診機関へ報告する。

④ 依頼した医療機関からの報告結果について、検診機関が必要と認めた場合は、精密検査を実施した医療機関あるいは治療を実施した医療機関に対して追跡依頼を行うことができる。

附 則

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月17日から施行する。

ただし、受診票（様式例1）については、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年11月27日から施行する。ただし、様式例1～4については平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。